

# 青森県報

第三千六百七十二号

平成二十五年  
三月二十九日  
(金曜日)

## 目 次

### 訓 令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 一

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高齢福祉課) …… 二
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………… (同) …… 二
- 臨時の職業訓練の施行…………… (労政・能力開発課) …… 二
- 家畜伝染病の発生…………… (畜産課) …… 五
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正…………… (水産振興課) …… 六
- 漁港の指定内容の変更…………… (漁港・漁場整備課) …… 六
- 道路の区域の変更…………… (道路課) …… 七
- 道路の供用の開始…………… (同) …… 七
- 漁船保険付保義務の発生…………… (県民地域) …… 九
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活文化課) …… 九
- 青森県地域防災計画修正の要旨…………… (原子力安全対策課) …… 九
- 大規模小売店舗の変更の届出…………… (商工政策課) …… 二

## 議 会

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令…………… (総務課) …… 三

## 訓 令

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般

各 出 先 機 関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程(昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第二号様式の記中6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に3として次のように加える。

- 3 中田地区の海新に関する事項
  - (1) 海新の取組
  - (2) 更新の判断基準

### 附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 告 示

## 示

青森県告示第百五十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は 氏名又は 合同会社結	住所 弘前市大字小比内五丁目二〇の一	居宅サービスの種類	名称 デイサービスよし	所在地 弘前市大字小比内五丁目二〇の一	指定期月日 平成二五・四・一
	社会福祉法人柏友会	つがる市柏桑野木田若宮二五五の一	通所介護	デイサービスセンターおのえ荘	平川市猿賀池上一〇〇の一	"
	社会福祉協会	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地九八	訪問介護	ヘルパーステーションふるさと	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地九八	"

青森県告示第百五十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は 氏名又は 主たる事務所所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定期月日

合同会社結	弘前市大字小比内五丁目二〇の一	介護予防通所介護	デイサービスよし	弘前市大字小比内五丁目二〇の一	平成二五・四・一
社会福祉法人柏友会	つがる市柏桑野木田若宮二五五の一	介護予防通所介護	デイサービスセンターおのえ荘	平川市猿賀池上一〇〇の一	"
社会福祉協会	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地九八	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションふるさと	上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地九八	"

青森県告示第百五十九号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、平成二十五年度に開始する臨時の職業訓練を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類・課程	対象者	訓練科目	訓練期間	定数	授業料
青森県立青森高等技術専門学校	普通職業訓練課程・短期課程	公共職業安定所長の受託、推薦又は支援を受けた者を指す	CADオペレーター科 FP簿記養成科 ITビジネス活用科 IT簿記経理科 OA販売実務科 OAビジネス科 医師事務作業補助科	三月 六月 四月 三月 三月 三月 三月	二〇人 二〇人 二〇人 二〇人 二〇人 二〇人 二〇人 二〇人	

青森県立弘前高等技術専門学校

医療事務科	介護職員初任者研修科	総合IT科	ネットショップ科	不動産スキル養成科	簿記企業会計科	DOA販売実務科	DOAビジネス科	Webクリエイティブ科DS	求人セット型訓練	宅建FP管理業務科	OA事務科	ネットビジネス科	医療事務・医師事務作業補助科	簿記会計科	Webビジネス実践科(中級者)	介護実務者研修科
三月	三月	六月	三月	六月	六月	四月	四月	四月	一月から三月	六月	三月	三月	三月	五月	五月	六月
×二〇人	×二〇人	×三〇人	×二〇人	×二〇人	×三〇人	二〇人	二〇人	×二〇人	二〇人	×二〇人	二〇人	×三〇人	二〇人	二〇人	二〇人	×三〇人

OAビジネス科	ガーデニング(園芸)科	DTPデザイン科	ITスキル&FP養成科	介護初任者研修科	宅建FP養成科	Webデザイン科	医療事務科	コンタクトオペレーター養成科	IT活用介護初任者研修科	住リフォーム科	ITビジネス活用科	調剤薬局事務科	コンタクトスキル養成科	介護事務科	DOAビジネス科	DOA販売実務科
三月	六月	三月	四月	三月	五月	三月	三月	三月	三月	三月	四月	三月	四月	三月	四月	四月
×二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	×二五人	二〇人	×二〇人	×二〇人	二〇人	二〇人	一五人	二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	×二〇人	二〇人



青森県立八戸工 科学院	青森県立弘前高 等技術専門学校
----------------	--------------------

得しよ  
つと  
する  
者  
であ  
つて  
在職  
して  
いる  
者

配管科	配管科	機械加工科	機械加工科	木造建築科	木造建築科	配管科	配管科	配管科	配管科	自動車整備科	造園科	造園科	OA事務科	土木施工科	電気工事科	電気工事科
時一 間八	時一 間五	時一 間五	時一 間二	時一 間五	時一 間二	時一 間二	時一 間八	時三 間〇	時一 間五	時一 間二	時一 間五	時一 間二	時一 間五	時一 間八	時一 間五	時二 間四
二 〇人	二 〇〇人	一 〇人	一 〇人	二 〇人	二 〇人	一 〇人	一 〇人	一 〇人	一 〇人	一 〇人	二 〇人	一 〇人	二 〇人	一 〇人	一 五 回	三 〇人
百千 六	百千 三	百千 三	千 円	百千 三	千 円	千 円	百千 六	円八 百二 千	百千 三	千 円	百千 三	千 円	百千 三	百千 六	百千 三	円二 百千

青森県告示第百六十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により  
家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

ヨ一ネ病	家畜伝染 病の種類	牛	家畜の 種類	患畜 の疑似	頭 数	一	上北郡七戸町	発生 の場所又は区域	平成 二五・三 一五	年月 日生			
	青森県立八戸工 科学院		青森県立弘前高 等技術専門学校	普通職業 訓練課程・普 通課程							公共職業 安定所長 の受講指 示、又は 推薦、支 援を受けた 者を指し た		
	介護福祉士養成 科		保育科	生活福祉学科/ 介護福祉専攻	保育士養成科	介護福祉士養成 科	木造建築科	配管科	配管科	配管科	OA事務科	メカトロニクス 科	配管科
	二年		二年	二年	二年	二年	時一 間五	時二 間一	時一 間五	時一 間四	時一 間二	時一 間二	時一 間二
	二〇〇人		六人	四〇人	二〇人	二〇人	一〇人	一〇人	一〇人	一〇人	一〇人	一〇人	二〇人
							百千 三	百千 九	百千 三	百千 二	千 円	千 円	千 円

青森県告示第百六十一号

昭和五十年九月六日青森県告示第百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一の表奥戸区域の項を次のように改める。

奥戸区域 奥戸漁業協同組合の地区	1 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業であつて、主としていかつり漁業であつて甲の地区の者が行う漁業
うち甲の地区 大間町大字奥戸字奥戸村、字向町、字浜町通、字小奥戸及び字館ノ上の区域	2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業であつて甲の地区の者が行う漁業
うち乙の地区 大間町大字奥戸字材木村、字八森、字材木川目、字新釜及び字材木の区域	3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、2及び3に掲げる漁業以外の漁業であつて甲の地区の者が行う漁業
	4 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、2及び3に掲げる漁業以外の漁業であつて乙の地区の者が行う漁業
	5 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業

青森県告示第百六十二号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第五項の規定により、平館漁港の指定の内容を次のとおり変更するので、同条第十項の規定により告示する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 平館漁港
- 二 種類 第二種漁港
- 三 所在地 東津軽郡外ヶ浜町
- 四 区域

	水	域	陸	域
次（平館地区） 次の点からツ点までを順次結んだ線及び ツ点とア点とを結んだ線により囲まれた区 域内の海面及び湯ノ沢川河川水面	ア点 北緯四一度〇分六秒六四〇五 イ点 東経一四〇度三三分三秒六九八一 ウ点 北緯四一度〇分六秒五四三八 エ点 東経一四〇度三三分三秒八八三五 オ点 北緯四一度〇分四秒一五三三 カ点 東経一四〇度三三分三秒四三三〇 キ点 北緯四一度九分一秒二四六四 ク点 東経一四〇度三三分三秒四七〇一 ケ点 北緯四一度九分三秒四七〇一 コ点 東経一四〇度三三分三秒四七〇一 サ点 北緯四一度九分三秒四七〇一 シ点 東経一四〇度三三分三秒四七〇一 ス点 北緯四一度九分三秒四七〇一 セ点 東経一四〇度三三分三秒四七〇一 ソ点 北緯四一度九分三秒四七〇一 タ点 東経一四〇度三三分三秒四七〇一 チ点 北緯四一度九分三秒四七〇一 ツ点 東経一四〇度三三分三秒四七〇一 ア点 北緯四一度九分三秒四七〇一	（石崎地区） 次の点からキ点までを順次結んだ線及び キ点とア点とを結んだ線により囲まれた区 域内の海面	（石崎地区） 水域の欄に規定する線及び水際線 により囲まれた区域内の地域	

5	4	3	2	1	番号 図面	種道 路類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別の											
県 道	県 道	県 道	国 道	国 道	後				前	敷地の幅員	敷地の延長	備考								
線 胡桃館鶴田	線 胡桃館鶴田	木線 五所川原岩	三三三九号	一〇一号																
北津軽郡鶴田町大字鶴田字大泉六四の一から 北津軽郡鶴田町大字鶴田字大泉三四〇まで	北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田三の一から 北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田三の一まで	北津軽郡板柳町大字大俵字富永六九の三から 北津軽郡板柳町大字五幾形字飯田七六まで	北津軽郡板柳町大字板柳字土井一九八の一から 北津軽郡板柳町大字板柳字土井一九八の一まで	五所川原市大字福山字広富一四〇の一から 五所川原市大字福山字広富一四〇の一まで																
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前											
一五・三八〇メートルから	一〇五・二〇〇メートルから	二〇八・六〇〇メートルから	二〇六・九〇〇メートルから	二〇九・四〇〇メートルから	二〇六・三〇〇メートルから	一八八・三〇〇メートルから	一八四・四〇〇メートルから	一六五・〇〇〇メートルから	一六三・四〇〇メートルから											
六五・四〇メートル	六五・四〇メートル	三八・一〇メートル	三八・一〇メートル	六〇・〇〇メートル	六〇・〇〇メートル	五〇・一〇メートル	五〇・一〇メートル	一三三・三〇メートル	一三三・三〇メートル											

キ点	力点	才点	工点	ウ点	イ点
北緯四一度一分四分八秒八五〇	東経一四〇度一分四分八秒八五〇	北緯四一度一分四分八秒八五〇	東経一四〇度一分四分八秒八五〇	北緯四一度一分四分八秒八五〇	東経一四〇度一分四分八秒八五〇

青森県告示第百六十三号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり  
 道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年四月二十八日まで青森県県土整  
 備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年四月二十八日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

9	8	7		6	
県道	県道	県道		県道	
越水木造線	越水木造線	屏風山内真部線		持子沢鶴田線	
つがる市木造三ツ館玉川三二五二からつがる市木造三ツ館玉川二九八まで	つがる市木造下福原花錦三〇〇一からつがる市木造下福原花錦三〇〇の一まで	五所川原市金木町菅原二三七の一から五所川原市金木町喜良市千苅二二五の一まで	五所川原市金木町菅原二三七の一から五所川原市金木町喜良市千苅二二五の一まで	五所川原市金木町喜良市千苅二二五の一から五所川原市金木町喜良市千苅二二五の一まで	北津軽郡鶴田町大字瀨良沢字村井一〇六から北津軽郡板柳町大字柏木字片田野三三三の一まで
後	後	後	後	後	後
前	前	前	前	前	前
一〇六・八〇メートルから	二二・五〇メートルから	三八・〇〇メートルから	三八・〇〇メートルから	二四・五〇メートルから	二五・三〇メートルから
七二・五〇メートル	八四・四〇メートル	二、〇三一・〇〇メートル	二七五・五〇メートル	二、九六六・五〇メートル	七一九・四〇メートル
後	後	後	後	後	後
前	前	前	前	前	前
一〇六・八〇メートルから	二二・五〇メートルから	三八・〇〇メートルから	三八・〇〇メートルから	二四・五〇メートルから	二五・三〇メートルから
七二・五〇メートル	八四・四〇メートル	二、〇三一・〇〇メートル	二七五・五〇メートル	二、九六六・五〇メートル	七一九・四〇メートル

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	五所川原市大字福山字広富一四の三から五所川原市大字福山字広富二四〇の一まで	平成三〇・三・元
国道三三九号	北津軽郡板柳町大字板柳字土井一九八の二から北津軽郡板柳町大字板柳字土井一九三の一まで	"
県道五所川原若木線	北津軽郡板柳町大字大俵字富永六九の三から北津軽郡板柳町大字五幾形字飯田七六まで	"
県道胡桃館鶴田線	北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田一の一から北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田三の一まで	"



県道胡桃館鶴田線	北津軽郡鶴田町大字鶴田字大泉六四の一から北津軽郡鶴田町大字鶴田字大泉三四〇まで	"
県道持子沢鶴田線	北津軽郡鶴田町大字瀬良沢字村井一〇六から北津軽郡板柳町大字柏木字片田野三三三の一まで	"
県道屏風山内真部線	五所川原市金木町玉水二四三の一から五所川原市金木町喜良市千疋一二五の一まで	"

青森県告示第百六十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡東通村大字尻労字尻労八の二	尻労
下北郡東通村大字尻労字尻労三〇の三	
下北郡東通村大字尻労字天神林三九の一	
向井 正喜	
川端 昭也	
吉野 正男	

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

により次のとおり公告する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十五年三月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人杉菜の会

三 代表者の氏名

小野 敬子

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字松原東三丁目三の一八

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者の社会的自立を図るための事業及び自然栽培農法推進事業を行うことによつて、地域社会福祉の向上や自然・環境保護に寄与することを目的とする。

青森県地域防災計画修正の要旨

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の規定により青森県地域防災計画（以下「計画」という。）を修正したので、同条第四項の規定によりその要旨を公表する。

平成二十五年三月二十九日

青森県防災会議会長

青森県知事 三 村 申 吾

一 計画修正の趣旨

青森県防災会議は、昭和三十八年に計画を作成して以来、毎年これに検討を加え、必要に応じ修正を行ってきたところであるが、一昨年に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた、国の防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針の改定等に対応し、所要事項について修正を行ったものである。

## 二 計画修正の年月日

平成二十五年二月二十五日

## 三 計画修正の主な内容

## 原子力編

## 第一章 総則

## 第六節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

原子力発電所について、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：発電所を中心と概ね半径五キロメートル）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：発電所を中心と概ね半径三十キロメートル）の概念を導入し区域を拡大し、関係する市町村としてむつ市、横浜町、六ヶ所村、東通村に野辺地町を加えることとした。

## 第七節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

一 PAZにおいては、放射性物質放出前の段階から、原子力施設の状態の区分に応じて予防的な防護措置を準備し、実施することとした。UPZにおいては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避等）を原則実施することとした。

二 放射性物質が環境へ放出された場合には、UPZ内及びUPZ外においては、緊急時モニタリングによる測定結果に基づき防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OEL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとした。

## 第二章 原子力災害事前対策

## 第六節 情報の収集・連絡体制等の整備

一 県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ることとした。

二 県は、所在市町村、関係周辺市町村及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図ることとした。

## 第七節 緊急事態応急体制の整備

一 県は、警戒事象（原子力災害対策特別措置法に定める特定事象に至る可能性のある事故・故障等）発生の際の通報を受けた場合に、原子力事業者からの情報

集等のために必要な体制を整備することとした。

二 県は、国、所在市町村、関係周辺市町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくこととした。

三 県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において関係機関と相互の連携を図ることとした。

## 第八節 避難収容活動体制の整備

一 市町村は、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成すること、市町村の境界を越えた広域の避難計画の作成が必要な場合は、県が中心となって市町村間の調整を図ることとした。

二 県は、市町村に対し、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるよう助言することとした。

三 県は、国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図ることとした。

## 第十一節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

一 県は、原子力災害対策指針に基づき、安定ヨウ素剤の住民等に対する事前配布を含め、平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備しておくこととした。

二 県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行うこととした。

## 第十三節 行政機関の業務継続計画の策定

県は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図ることとした。

## 第三章 緊急事態応急対策

## 第二節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

県及び関係機関は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、県防災情報ネットワーク、統合原子力防災ネットワーク等を活用し、情報収集・連絡を行うこととした。

## 第三節 活動体制の確立

一 県は、原子力事故に迅速に対応するため、警戒事象発生時の通報があった場合に警戒体制を取ることとし、特定事象発生時の通報があった段階から災害対策本部を設置し対応することとした。

二 県は、緊急避難完了後、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し、健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、汚染廃棄物の処理や除染等を推進することとした。

第四節 屋内退避、避難収容等の防護活動

一 市町村は、区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、あらかじめ定めている受入先市町村との調整を行い、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることとした。

二 県は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じることとした。

三 県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整することとし、県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請することとした。

第十二節 行政機関の業務継続に係る措置

県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施することとした。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）メガ弘前城東北店

弘前市大字城東北四丁目四の一〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
紅屋商事株式会社  
青森市新町二丁目五の八  
代表取締役 秦勝重

三 変更しようとする事項

区 分	大規模小売店舗内の店舗面積の合計				変更前	変更後	変更年月日
	駐車場の位置及び収容台数	七〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）	四七台（位置は、届出書添付図面のとおり）	四六台（位置は、届出書添付図面のとおり）			
一、七二四平方メートル	七〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）	四七台（位置は、届出書添付図面のとおり）	四六台（位置は、届出書添付図面のとおり）	三六台（位置は、届出書添付図面のとおり）	一、三七六平方メートル	平成 二五・二・一九	

四 届出年月日  
平成二十五年三月十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

- 1 場所 青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所
- 2 期間 平成二十五年三月二十九日から同年七月二十九日まで
- 3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。  
六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年七月二十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

議 会

青森県議会訓令第一号

議会事務局職員一般

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

青森県議会議長 西 谷 洵

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県議会事務局処務規程（昭和四十七年三月青森県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の調査課の項の第五号中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭